

仙台市安全安心街づくり推進会議 平成30年度第3回会議 議事録

- 開催日時** 平成30年8月30日(木) 13:30～15:00
- 開催場所** 仙台市役所本庁舎2階 第一委員会室
(仙台市青葉区国分町三丁目7番1号)
- 出席委員** 相澤雅子委員、板倉恵子委員、桔梗美紀委員、金政信委員、佐々木好志委員、佐々木廣美委員、佐藤芳文委員、渋谷セツコ委員、中島淳委員、原美香委員、保角博行委員、堀籠仁委員〔11名〕
- 欠席委員** 西條淳一委員、佐藤重子委員、佐藤芳文委員〔3名〕
- 事務局** 斎藤恵子市民局長、新妻知樹生活安全安心部長、佐藤秀生活安全安心部参事、沼田和之市民局参事兼市民生活課長、佐々木裕一郎市民生活係長、千葉正明自転車交通安全課長、櫻井浩消費生活センター所長、門脇研二住宅政策課長、早川雅人住宅政策課住宅政策係長、木越研司教育相談課主幹
- 議 事**
- 1 開会
 - 2 議事
 - (1) 協議
 - ①仙台市安全安心街づくり基本計画の取り組み状況について(平成29年度)
 - ②仙台市空家等対策計画の取り組み状況について
 - ③その他
 - (2) その他
 - 3 閉会
- 配布資料**
- 資料1-1: 仙台市安全安心街づくり基本計画の取り組み(平成29年度)
- 資料1-2: 仙台市の刑法犯認知件数等の推移
- 資料2-1: 空家等対策の実施体制について
- 資料2-2: 空家等対策計画に基づく取り組み状況について
- 資料2-3: 空家等への対応状況及び成果目標に対する改善状況について
- 参考資料1: 「防犯パトロールのポイント」
- 参考資料2: 「高齢者見守りハンドブック」
- 参考資料3-1: 「空家対策リーフレット」
- 参考資料3-2: 「空家の管理代行サービスのご案内」
- 参考資料3-3: 「空き家解体資金についてお悩みの皆様に」
- 参考資料3-4: 「住宅活用(売却・賃貸等)相談」

1 開会

○市民生活係長

※配布資料の確認

それでは、定刻でございますので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから平成30年度第3回仙台市安全安心街づくり推進会議を開催いたします。

初めに、会議の成立につきましてご説明いたします。

本日は、西條委員及び佐藤重子委員から、欠席のご連絡をいただいております。また、佐藤芳文委員が遅れていらっしゃると思われまふ。それ以外の11名の委員の方にご出席いただいておりますので、「仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則」第4条の規定によりまして会議が成立している旨をご報告させていただきます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様は事前にお送りした資料につきましては、本日ご持参いただいておりますでしょうか。お送りいたしました資料は、次第、資料1-1・1-2、それから資料2-1・2-2・2-3、参考資料の1と2、それから参考資料の3-1から3-4まででございます。資料をお持ちでない方がおりましたら、お知らせいただければと思います。

また、本日机上の方には、席次表、それから「仙台市空家等対策計画」の冊子を配付しておりますので、ご確認いただければと思います。

それでは、ここからの進行につきましては、規則第4条の規定によりまして、金会長にお願いしたいと存じます。なお、会議の議事録を作成いたしますので、お手数ではございますが、ご発言の際はお手元のマイクをお使いいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、金会長、よろしくお願いいたします。

2 議事

○金会長

それでは、これから会長であります私が、この会議の議長を務めさせていただきます。

まず、最初に会議の公開・非公開ですが、非公開とする理由がありませんので、公開としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

○金会長

続きまして会議録についてですが、これまでの会議のとおり、会議録署名委員を指定し、事務局で作成したものを私と署名委員で確認を行い、会議録としたいと考えております。

前回は、中島委員にお願いしましたので、名簿順により今回は佐々木好志委員にお願いしたいと思います。佐々木委員、よろしいでしょうか。

—佐々木委員了承—

(1) 協議

①仙台市安全安心街づくり基本計画の取り組み状況について（平成29年度）

○金会長

それでは、議事に入ります。

まず、(1) 協議の①仙台市安全安心街づくり基本計画の取り組み状況について、平成29年度につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○市民局参事兼市民生活課長

市民生活課の沼田でございます。それでは、私の方から資料1-1に基づきまして、平成29年度の仙台市安全安心街づくり基本計画の取り組みについてご説明をいたします。

ご承知のように安全安心街づくり基本計画は平成28年度からの5カ年の計画となっております。基本目標といたしまして、「防犯力を高める人づくり」「地域で支え合う防犯力の高い街づくり」「犯罪リスクを生み出さない防犯環境づくり」を定めておりまして、また成果目標といたしまして、特殊詐欺の発生件数の減少・子どもを対象とした声かけ事案等の発生件数の減少を目指しているところでございます。

本日は、事業が多岐にわたりますので、重要な事項あるいは新規拡充した部分について説明をさせていただきます。

まず、基本目標1の「防犯力を高める人づくり」、1の「防犯意識の高揚を図り、危険察知等の防犯力を高める」ところでございます。(1) にございますように、春、夏、全国、年末年始といった地域安全運動の期間を中心にいたしまして、防犯協会や関係の団体とともに様々な啓発活動を行ってきたところでございます。

2ページをご覧くださいまして、その中で防犯学習機会の提供というところ、(2) の①でございますけれども、力を入れてございますのが防犯出前講座でございます。これは、直接地域、施設とか、町内会とか、ご要望があった場所・機会にこちらから直接お邪魔をいたしまして、一般防犯、それから特殊詐欺といった内容について講義を行っているものでございます。昨年度は84回実施いたしまして、2,882人の方にご参加いただきました。様々な啓発のリーフレットの配布等も重要でございますけれども、こういう直接お伺いをして質疑応答を交えながらお話をしていくというのは、非常に重要な機会と捉えておりまして、今年度以降につきましても引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

続きまして3ページ、特殊詐欺の被害防止のための取り組みでございます。特殊詐欺につきましては今年度、後でご説明いたしますけれども、昨年度に比べますと若干落ち着いたというような状況にはございますけれども、やはり多くの被害が発生しているという現状がございます。これまでも市のホームページや市政だより、あるいは市の防犯協会連合会の機関紙等で様々な啓発を行ってきたところでございます。

②のところでございますけれども、区民まつりの会場や金融機関等での注意喚起を行ってきたほか、今回の拡充の部分でございますけれども、警察の特殊詐欺防止モデル地区に青葉区愛子地区が指定されておりまして、ここにおいて関係者によるネットワーク会議の実施など行い、特殊詐欺被害に対する防犯意識の高揚を図ったところでございます。

続きまして、4ページの5の「高齢者、女性、障害者等の防犯力の向上」のところでございます。

高齢者の安全対策といたしまして、子どもや防犯協会のみならず、町内会、老人クラブ、あるいは地域包括支援センター等と連携をいたしまして、様々な取り組みを行ってきたところでございます。「拡充」として挙げさせていただきました、④高齢者等への消費者被害に関する情報を提供するため、各種情報誌への記事を掲載するとともに、高齢者の見守りを行う民生委員、介護支援事業者向けに配食サービスや敬老会行事等々の機会を利用した啓発チラシ・冊子の配付等を行ったところでございます。また、障害者向けには民生委員や障害者相談支援事業者等に見守りガイドブックの配布などを行ったところでございます。参考資料2としまして、今申し上げました見守りガイドブックをつけてございます。

続きまして、6ページにお進みください。

基本目標2、「地域で支え合う防犯力の高い街づくり」の2の「地域における自主防犯活動の充実」、(1)の市民の自主的な防犯活動の促進、支援ということにも取り組んでまいりました。

①の個人の都合のよい時間を利用した「アイ・アイキンジョパトロール」、これは何か特定の活動をしていただくというよりも、散歩であったりランニングであったり、お買い物に出た先でも結構でございますけれども、そういった何かの機会に少し防犯の視点でまちを見ていただいて何かございましたら、どこの部署なのかと分からないということもございまずので、まずは市民生活課にご連絡をいただくと。市民生活課で担当課・要望を確認しまして必要な対応をいたします。対応の結果につきましては、できるだけ通報していただいた方にお返しをするということの活動を行っているところでございます。

②が「拡充」のところでございまして、地域における防犯組織を結成しパトロール等の活動を行う団体につきまして、これまでも助成を行ってきたところでございますが、今回防犯パトロールを行うにあたりまして、そのポイント・仕方につきまして、簡単にまとめましたリーフレットを作成したところでございます。そちらが参考資料の1でございまして、なるべく簡単にご覧いただけるというところで分量も絞りまして、防犯パトロールというのが、犯罪が起りやすい場所、いわゆるホットスポットというのをまず見つけることから始まり、そこを定期的に巡回するというやり方が有効と言われておりまして、このやり方につきまして、できるだけ分かりやすく説明をしようということで作成したものでございます。このポイントにつきましては、市内の各小学校あるいは防犯協会等に配付したところでございます。

また、③にございます青色回転灯の設置車両、いわゆる青パトでございますけれども、その防犯パトロールというのも引き続き実施いたしました。今回「拡充」となっておりますのは、宮城県警よりご提供いただきました不審者情報が多い地区に対しまして、重点的なパトロールというのも「拡充」として行ったところでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

「地域の連携による防犯ネットワークづくりの推進」でございます。そのうち、(2)の繁華街・歓楽街対策についてでございます。これは4月の第1回安全安心街づくり推進会議以来2回にわたりましてご審議をいただきました、客引き対策というのがメインとなりまして、①のこれまでも実施いたしております夜間パトロールと称しまして、毎月ごみ拾いを行いながら国分町地区を中心に回るといった活動も継続いたしております。

また、③にごさいますように客引きの対策について、条例の制定に向けた検討を開始したところでごさいます。地域との協議も行ってまいりました。また、大学生が客引きを行う、あるいは客引きを利用するということが大学生が関わることも多いということがごさいます。在仙の大学の学生指導の担当の皆さんとの意見交換を行い、それを通じまして啓発チラシの作成等も行ったところでごさいます。

続きまして、10ページをご覧ください。

基本目標の3、「犯罪リスクを生み出さない防犯環境づくり」でごさいます。

1の「迷惑行為等撲滅への取り組み」、(1)の自転車の迷惑走行対策でごさいます。自転車の適正な安全な利用に向けまして、④でごさいますけれども、(仮称)自転車交通安全条例の制定に向けて、市内の自転車の通行量や自転車のルール・マナーに関する実態調査を行ったほか、街頭やインターネットウェブ上での自転車の利用に関するアンケートを実施したところでごさいます。

また、11ページの(7)でごさいますけれども、同じ迷惑行為ということで歩きたばこ対策につきましても、これまでも条例の周知用のリーフレットとか、街頭・路面上に重点区域の表示を行いまして、そこでの歩きたばこが行われないよう取り組んできたところでごさいますけれども、昨年度は街頭の啓発キャンペーンを拡充いたしまして、1年間で17回行ったところでごさいます。基本的には毎月1回必ず一番町四丁目・ぶらんど一むとといったところを中心に行っておりまして、その他のイベントがあったときに行っておりまして、通算しまして17回となったところでごさいます。

続きまして、12ページをご覧ください。

(8)の管理不十分な空き家等の対策についてでごさいます。これは平成29年3月に策定いたしました「空家等対策計画」に基づきまして、昨年度よりその計画に基づいた事業を進めてきたところでごさいます。この内容につきましては、後半でまたご説明をいたしますので、ここでは省略をさせていただきます。

続きまして、13ページのところでごさいます。

(4)の地域の防犯対策でごさいます。地域における自主的な防犯活動を補完いたしまして、犯罪の発生する機会を減らすための環境整備ということで、防犯団体が防犯カメラを設置する場につきまして、その費用の一部を助成いたしました。昨年度の実績といたしましては、8団体21台の助成を行ったところでごさいます。

続きまして、資料1-2をご覧ください。

仙台市の刑法犯の認知件数等の推移についてご説明いたします。

1のグラフにごさいますように、宮城県・仙台市とも刑法犯の認知件数は16年連続での減少となっているところでごさいます。しかしながら裏面をご覧くださいまして、冒頭申し上げました仙台市の基本計画におけます成果目標、特殊詐欺の発生件数につきましては、そのグラフをご覧くださいとのお分かりのとおり、平成28年に金額・件数とも減少いたしましたが、平成29年になり金額の減少は続いておりますが、残念ながら発生件数が前年に比べて増えてしまうといったところでごさいます。

これは、幅広い年代を対象といたしました少額の架空請求詐欺が増えたことによる影響で

ございまして、1件あたりの金額の多いいわゆる「オレオレ詐欺」といったものが減少する一方、「架空請求詐欺」が増えたことによりまして件数が増え、ただ金額は減ったといったところでございます。

本年に入りまして、金額・件数とも現在のところ、前年平成29年に比べますと落ち着いて、減少の傾向が見えているところでございますが、まだまだ油断がなりませんし、本年に至りましては、「葉書を使った」というかつて1回多く用いられたものが忘れた頃にまた持ち出されるといったように、次々と手口を変えながら行われるといったことがございますので、私どもといたしましても油断することなくこれに取り組んでいきたいと思っております。先ほど申し上げました防犯出前講座、あるいは学生・若い方を対象とした啓発活動ということについても、各大学ともご相談をしながら進めてまいりたいと考えてございます。

2番の市内の子どもを対象とした声かけ事案につきましては、残念ながら増加の傾向が止まらないといった現状がございます。一因といたしまして、子どもを犯罪の被害から守る条例が施行されまして、保護者の皆様や地域の皆様からの積極的な警察や学校等への通報がされているという側面はあろうかと思いますが、やはりこういった声かけ事案というのは重大な子ども達への犯罪の予兆となり得るものでございますので、私どもといたしましては引き続き県警や防犯協会と連携しながら、声かけ等の事案が多発している地域の見守り活動の強化を図ってまいりたいと考えてございます。

また通学路につきましては、文部科学省から国におきまして策定いたしました登下校防犯プランに基づきまして安全対策を推進するという通知も出ておりまして、今後これに基づきます危険箇所の点検、それに対する対応というものも図ってまいりたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○金会長

ただ今事務局から説明がありましたが、この件につきまして委員の皆様からご意見などがございましたらお願いいたします。どなたかございませんでしょうか。

○保角委員

南小泉中学校の保角と申します。

地域とともにというところで、「防犯カメラ設置」という、私のところでも話題になりました。防犯カメラ設置の支援というのは、具体的にどのぐらいの支援を行っているのかということをお願いしたいということと、それから設置した場合の基本的な地域における防犯カメラの管理を誰が行うのが一番適切なのかということ、教えていただければと思います。

○市民局参事兼市民生活課長

ありがとうございます。防犯カメラの設置費用につきましては、事業費の4分の3を上限といたしまして、また金額で申しますと設置カメラ1台あたり30万円を上限として助成をしているところでございます。もちろんその他、具体的な設置にあたってどういった水準のカメラが必

要かといったようなご相談にも応じているところでございます。設置した場合のカメラの管理につきましては、当然ながら設置主体におきまして適切に管理していただくということが当然でございまして、その管理の仕方につきましては宮城県の方で防犯カメラの適正な運用に関する指針も出ております。その中でデータの管理の仕方、あるいは提供時の仕方等々について定めておりまして、私ども助成にあたりましてはそういったものを遵守いただくようお願いしているところでございます。

一般的に防犯カメラを設置する場合に最も問題になるのが、画像情報をどのように管理するかといったところでございます。やり方は地域によって異なりますが、多くの地域では特定の場所、例えば1カ所にモニターを置いて録画機器、といったことは採用いたしておりません。

個々のカメラに内蔵されている記憶媒体に保存を続けるだけで基本的には見られない、必要があったときに画像データを落としてきて中身を確認するといったことで、日常の行動が監視されているのではないのかとか、見られたくないといったことに対する対応として採用されております。ただ一方で、やはり日常的に例えば子どもの往来があるとか、ここは見ておく必要があるといったことからモニターをつけている、といったところがございますけれども、いずれにつきましても、そこでの管理というのもきちんと決まりごとを決めて管理をしていただくようお願いしているところでございます。

○金会長

他にございませんでしょうか。

○佐々木（廣）委員

2ページですね。防犯出前講座、これに大変力を入れているということなのですが、これは市民に対してどのような形で広報しているのでしょうか。それから効果、初めてやったときと、どのぐらい回数的に増えているのか、その辺ちょっと教えていただければと思いますが。

○市民局参事兼市民生活課長

ありがとうございます。広報としましては、市政だより、市のホームページ、それから各区で連合町内会の方で手引きを作っておりまして、その中に載せる、あるいは仙台市防犯協会連合会自体のホームページや機関誌等での広報というのを行ってございます。

件数で見ますと、強化いたしましたのが、平成28年から積極的に町内会等へのお声がけを始めまして、初年度が90件ほど、昨年が84件ということで大体同じように堅調な数でご要望いただいております。なかなかその日程の調整も難しいということがございまして、こういった件数とはなっておりますけれども、私どもといたしましても先ほど申し上げました、なるべく積極的にお伺いをしたいということで、町内会だけではなくて、昨年度から障害者の施設についてもお伺いをし、障害者の担当の部局とも連携をしております。できるだけ内容の量的な面、あるいは質的な面についても拡充を図ってまいりたいと考えております。

○金会長

ありがとうございました。他に、ご質問及びご意見などございませんでしょうか。

○相澤委員

相澤と申します。よろしくお願ひいたします。

こちらの方で、子ども13歳未満と書いてあるのですけれども、中学生もちょっと中途半端に子どもではないのですけれども、この対象にはなり得るかなと思って聞いておりました。

○市民局参事兼市民生活課長

ありがとうございます。これが13歳未満となつてございますのは、計画上そのような取り扱いとはなつてございますが、今お話にございましたように、対策といたしましてはおっしゃるとおりでございますが、17歳を過ぎたから急にということもありますし、当然ながら発達の程度というのは人によつても違いますので、生活指標といたしましてはこれで統計をとつてございますが、視点といたしましてはやはり子どもたちということで、幅広に考えていきたいと思つております。

○相澤委員

セキュリティーメールの方に、割と小学生と同じぐらい中学生も入ってきますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○金会長

他にございますか。

—意見なし—

○金会長

無いようですので、またその他のときにでもご発言いただければと思います。

②仙台市空家等対策計画の取り組み状況について

○金会長

次に、②の仙台市空家等対策計画の取り組み状況について、平成30年度について事務局から説明をお願いいたします。

○市民局参事兼市民生活課長

それでは、資料2-1をご覧ください。

まず、空家等対策の本市の実施体制について概要をご説明申し上げます。

先ほども途中でご説明申し上げましたが、「仙台市空家等対策計画」を策定いたしております。本計画は平成29年度からの5カ年の計画となっております。

基本方針といたしましては、住居等の状態に応じた対策の推進、特に管理不全な空家等の対策の重点化、もう1点が法務・不動産・建築など多様な主体と連携した効果的な対策の実施を考えてございます。

成果目標といたしましては、「特定空家等」、この「特定空家」と申しますのは、倒壊のおそれがある等、建物が相当程度傷んでおり周辺の影響が大きいものということでございます。管理不全な空家の中でも特に危険であり、積極的に取り組むべき対象とご理解いただければと思っております。

成果目標といたしましては、5年間で特定空家等55件、それ以外の管理不全な空家について500件の空家を目指しております。集中対策期間中については、特定空家については40件、それ以外については250件の改善を目指します。

空家等対策の実施体制でございますが、庁内におきましては関係課が連携いたしまして、庁外での会議を持ち、計画の進捗管理を行っているところでございます。また、空家等対策ネットワーク会議、先ほど申し上げました様々な主体との連携ということで、専門家の各団体にご参加いただきましてネットワーク会議を設け、これとの連携によって空家等対策を進めているところでございます。

空家等対策の計画の状況につきましては、本日の機会がまさにそうでございますけれども、安全安心街づくり推進会議でご報告をいたしまして意見を頂戴する、という仕組みとなっております。

ネットワーク会議の具体的な参加団体は一番下のところに書いてある各団体でございます。また、その裏面でございますが、空家のネットワーク会議の中には、住宅活用検討部会というのが設けられておまして、管理不全の空家の対策とともに、重要な、現にある空家の有効活用を図っていく必要があるということで、専門の部会を設けているところでございます。

会議等の開催状況につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、資料2-2に基づきまして、計画の各具体的な施策につきまして、昨年度の実績と今年度の実施予定等につきまして、概要をご説明申し上げます。

まず、1の管理不全の空家等の解消に関する事項ということでございまして、方向性といたしましては、所有者等による自主的な改善、個人の財産でございますので、自主的な改善を促す施策の実施、また行政からの働きかけ・取り組みの強化を目指してございます。

(1) の①空家等の所有者等への情報提供の充実でございまして、これは①・②・③ともリーフレットやチラシを作成いたしまして、様々な情報の提供を行っているところでございます。①は空家等の対策、空家等を所有する際に知っておくべきことということで、参考にもお付けいたしておりますけれども、概括的な内容あるいは相談先等につきまして解説したものとなっております。所有者等に対する指導・助言や出前講座等、様々な機会を利用していただいております。

管理代行サービスは、空家を当面所有し続ける場合に十分な管理ができないご高齢であるとか遠隔地にいらっしゃるといった場合に、業者に依頼をいたしまして、管理を代行してもらおうというサービスでございます。

ただ、このサービスにつきましては、法に基づくいわゆる業法というものもありませんし、実際参加している業者も、いわゆる便利屋と呼ばれるところから警備会社等々さまざまな業種が入ってきております。不動産関係の会社もございます。そうしますと、どういったサービスなのか、どういったことを頼めばいいのか、あるいはどういったところがいいのか等々、所有者の方がお悩みになったときの相談先というのが、業界団体がございませんで難しいという現状はございました。そこで不動産関係の団体をお願いしまして、相談の窓口をお引き受けいただきまして、そういった窓口をご紹介しますチラシを作成したところでございます。

また、空家等の解体のローンと、これに特化したローンを持っております市内に本店のある金融機関につきまして、その商品とともにご紹介するチラシも作成し現在配布等をしているところでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

④の保安上危険となるおそれのある特定空家等につきましては、解体費の助成を平成29年度と平成30年度の2カ年にわたり実施しているところでございます。本来であれば個人の財産というところであり、自主的に改善をしていただくということが基本でございますが、特定空家等のように周辺への影響が大きい建物につきまして、集中対策期間でありますこの2カ年に限り、その費用の助成を行うものでございます。平成29年度は25件の事前申請がございまして、最終的には15件の空家等が解消されたところでございます。本年度につきましても19件の対象の物件が挙がってきているところでございます。

⑤の総合相談会の実施でございます。総合相談会は宅地建物取引士をはじめとして、司法書士、建築士、行政書士、あるいは税理士といった相談員が一つの会場で相談を受けるという仕組みでございます。相談会にご参加いただいた場合、内容に応じまして専門の相談員が対応するというところで実施いたしてございまして、昨年度は初年度といたしまして3回実施をいたしまして、計49組のご相談がございました。非常に好評でございましたことから、今年度は開催の頻度を2カ月に1回と、前のように年3回ですと、機会を逃しますと次の機会まで大分空いてしまうということがございまして、本年度は各専門団体のご理解も得まして、隔月開催といたしまして、参加の枠につきましても72組ということで増やしたところでございます。

このように相談会につきましても充実はさせてございますが、今年度につきましては、これまで参加いただいた皆さんの現状をどのように解決しているのか、していないのか、それが何が要因になっているのかといったところにつきまして、フォローのためのアンケートを行いたいと思っております。これを基に今後の、この相談会のあり方等について検討を進めてまいりたいと考えてございます。

(2)の行政からの働きかけ・取り組みの評価につきましては、法に基づきます行政指導、あるいは勧告・命令といった行政処分につきましても的確に行いますよう、昨年度の実績のところにも記載いたしましたけれども、基本的な役割分担といたしましては、各区役所で担当

いたしておりますけれども、市民局の担当課でございます市民生活課の職員が適宜区役所を回りながら、必要な助言指導、あとは対応を一緒に考えるといったような形で連携を強化しているところでございます。今年度につきましても、引き続き私どもで区役所を回りながら、ともに課題の解決に努めてまいりたいと思っておりますし、またマニュアル等の改訂につきましても進めてまいりたいと考えてございます。

⑦の相続人不存在の場合でございますが、これは相続人の方々が全て相続放棄をされるといった、相続人がそもそもいらっしやらないといった物件への対応でございます。これにつきましては、これまでも税務部門・固定資産税部門を中心に相続財産管理人を立てまして対応いたしてきておりましたが、税務部門が対応しないケース、いわゆる税務債権の取り立てが見込めないケースにつきましては対応いたしませんので、そういったケースについて空家特措法に基づきまして、対応が可能かといったことについて現在検討を進めているところでございます。

⑧は相続等に関する職員の研修等の実施でございますが、相続人を探したりするために、的確な知識を持つための研修というのを、法務局や司法書士会のご協力のもと、実施しているところでございます。また、今年度につきましては、固定資産税の仕組み等につきまして研修会を行ったところでございます。

続きまして、2の空家等の促進に関する事項でございます。

管理不全の空家の対応と並びまして、重要なのが既存の住宅、このケースで申し上げますと空家等の利活用を促進する、というのが非常に重要であると考えてございます。そこで、方向性の1・利活用に関する相談体制の充実、方向性の2・流通促進に関する情報提供の実施に取り組んできたところでございます。

(1)の①にございます利活用に関する相談体制の構築・周知というところでございまして、先ほどご説明申し上げました空家対策ネットワーク会議におきまして、各専門団体とともに相談体制の構築ということについて昨年度協議を行いまして、協定を締結したところでございます。

本年4月より、協定に基づきます相談体制の運用開始をいたしております。参考資料の3-4に住宅活用の相談の資料をつけてございまして、仕組みといたしましてはまず仙台市の担当課でございます住宅政策課にお電話をいただく。場合によりましてはお越しをいただくということもあろうかと思いますが、そこでお話をお伺いし、課題に応じました専門家の団体の相談窓口をご紹介するといったことで対応をしていくという仕組みでございます。これを本年より実施したところでございます。

また、資料3ページにお戻りいただきまして、②の地域の主体的な取り組みに対する支援策の検討ということで、地域主体の取り組みの支援ということで、昨年度は八木山地区、今年につきましては中山地区におきまして、地域との連携のもと、住宅活用セミナーや相談会といったものを行っているところでございます。

4ページにお進みください。流通促進に関する情報提供の実施ということでございまして、③にございます既存住宅の一定の質の確保でございます。既存住宅の流通促進にあたりまして、問題になるのは、その家屋の質という部分でございます。特に耐震性の問題は大きいと考えて

おりまして、建物が古く、宮城県沖地震前といったような「旧耐震」といわれる基準時の建物であったり、その後建てられたものにつきましてもやはり期間を経過いたしますと、様々な不都合が生じるということがございまして、こういった建物の質というものがきちんと把握されていないと、なかなか流通と申しましても結局は建物を除却してしまったほうが良いという話になってしまうということで、様々な国におきましても、宅建業法の改正等々が行われておりまして、私どもといたしましても情報収集を行いながら、様々な関係団体の皆様との意見交換を行ったところでございまして、本市といたしましてもかねてより住宅の耐震化の支援に取り組んできたところでございまして、今後もこういった取り組みを継続したいと考えてございます。

最後の④の、これは国の制度でございまして、相続した空家、所有者の方が亡くなったことに伴いまして、空家となった家屋を相続された方が空家を除却する、又は耐震性を持たせるといった形で譲渡した場合の所得控除の制度がございまして、これに対しまして仙台市の役割といたしましては、これが法に定める対象の今あった要件に合う空家であるといったことを証明するという事務を行ってきたところでございまして、昨年94件の交付を行ったところでございます。

次に、3の空家等に関する啓発及び適切な管理の促進に関する事項でございまして、方向性の1、様々な機会を捉えた啓発の実施、方向性の2、狙いを定めた働きかけや相談体制の充実でございまして、

様々な機会を捉えた啓発の実施の①は、先ほどご説明申し上げました八木山地区や中山地区といったように課題もあり、そこに熱心に取り組んでいただいている地区に入っただけの啓発ということも行ってございます。

また、5ページの③でございましてけれども、ホームページの掲載やチラシ等の掲出、あるいは他の団体、河北新報社あるいはJIA、これは日本建築家協会のイベントに市の担当者が赴きまして、様々なお話をさせていただいたところでございまして、今年度につきましても、こういった自らの広報もそうでございまして、他の機関との連携を図りながら広報を行ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、(2)の狙いを定めた働きかけや相談体制の充実でございまして、初期段階の働きかけの実施というところで、空家等の問題が複雑になる要因の一つといたしまして、相続手続がきちんとされていないまま時期を経過してしまうといったケースが多いということから、例えば区役所の戸籍住民課において死亡届をお出しいただいたときに今後の手続に関するチェックリストというのをお渡しいたしておりますけれども、その中に相続手続について、相続登記の項目を追加したところでございまして、

また、施設等への入居といったことによりまして空家となり、その後管理不全な建物となることが多いということがございまして、福祉系の施設や団体との連携によりまして、関係者の皆様へのリーフレットの配布、今年度につきましても直接、民生委員児童委員協議会や老人福祉施設協議会の会合に出向きまして、空家等に関するお話をさせていただきまして、こういった案件について、あった場合にこういった対応の窓口があるということについて周知していただけるよう、お願いしているところでございます。

また、時宜を捉えた注意喚起の実施というところでございまして、これは雑草とか樹木等の繁茂ということで管理不全な状態になっている建物につきまして、一旦は改善された場合でも、当然ながら翌年度以降放置をいたしますと再度同じような状況になりますので、前年度に改善したものにつきまして、その繁茂の時期が来る前に改善を促す、今年度も適切に管理していただくようお願いする文書を発出してきたところでございます。

続きまして、資料2-3をご覧ください。こうした取り組みでの空家等の対応状況及び成果目標に対する改善状況でございます。

1の表でございしますが、平成29年度本市が対応いたしました管理不全な空家等の現状でございます。本市が対応した案件でございますので、これが空家等の全数でもございませぬし、管理不全なものがこれだけという意味ではございませぬ。私どもが周囲の皆様からのご相談や通報によりまして、認知をいたしまして助言指導等を行ったものがこの件数とご理解をいただければと思います。

特定空家等につきましては、合計の欄のところでございます全部で47件対応いたしました。このうち、助言指導が行われていないのが8件、助言指導を行ったものが33件、勧告にまで進んだものが5件、改善命令を行ったものが1件、合計47件でございます。

この助言指導を行っていないもののうち、青葉区が7件と多くなっておりまして、これは先ほど申し上げた助成金・解体費の助成、我々が特定空家と認知する以前に補助制度を知り、所有者の方から補助申請があったものでございます。従いまして、助言指導を行うまでもなく改善に至りましたので、ただ対応上は助言指導がされていないと記載されてございます。また、若林区の1件につきましては、年度末近くに認知をいたしましたので、この段階・昨年度中は所有者等の調査中という案件でございます。この47件に対しまして改善が21件、年度末現在におきまして26件残ったということでございます。特定空家等以外につきましても、同様となっております。412件対応いたしまして182件の改善、残りが230件というところでございます。

2番の空家等対策計画の成果目標でございしますが、特定空家について申し上げますと5年間で55件、集中対策期間で40件のところを、平成29年度は21件とおおむね順調に進んでいるところでございます。

3番の応急措置の対応の状況でございますけれども、太白区内にございまして特定空家に対しまして、隣家等に対する危険が切迫しているといった状況から早急な対応が必要と判断いたしまして、これは命令済みとなっている案件でございますが、仙台市が独自に制定いたしました、仙台市空家等の適切な管理に関する条例に基づきまして、平成30年4月に応急措置を実施したところでございます。

私からは以上でございます。

○金会長

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明につきまして、ご質問及びご意見などございましたら、お願いします。

○桔梗委員

桔梗です。ご丁寧なご説明ありがとうございました。

資料2-3についてご質問させていただきます。今、1の管理不全の空家等の現状についての特定空家等の中での助言指導の「未」となっているところの数は、既に補助助成対応によって対応されたものであるけれども、助言指導はなかったとご説明いただきました。その右側の方にスライドしまして、特定空家等ではなくて、特定空家等以外の住宅に関しての助言をされていない件数が40件ございますが、多分今までの制度と施策のご説明ですと、特定空家等以外に関しては、補助助成対応というのが、対象外になるのかなということであれば、ここはどのように対策されていくのか、今現状どうして40が「未」となっているのか教えてください。

○市民局参事兼市民生活課長

ありがとうございます。助言指導が「未」となっておりますのは、これは全体が412件と多いこともございますが、所有者等の調査に時間がかかっている、あるいは年度末後半のほうに出ていて所有者等の調査中についてもございます。やはり管理不全な空家ということで、単純に所有者もはっきりしてというよりは、もう既に直接関わりの方が亡くなっていて、あまりその物件自身とは関わりが薄いような、ただご親戚で相続権のある方というのを探し出していく。さらに、その方がどこにお住まいになっているのかということ、あるいは現在何らかの形で関わっている人がいるのかといったような調査を行っております、それに一定時間がかかりますことから、どうしてもこういった助言指導が「未」というのが出てまいります。

もう1点、お話のとおり特定空家等以外につきましては解体費の助成の対象とはなってございません。従いまして、こういったものにつきましては、特定空家等も同じでございますが、基本は自主的な改善ということで様々なご助言あるいは相談に乗る、何が問題でそうなっているのかといったところにつきまして、できる限りお話をよく聞いてご助言を申し上げるということをしてございます。

改善件数をご覧いただきましてもお分かりのとおり182件ということで、もちろん特定空家等以外でございますので、例えば樹木の繁茂とかいったような比較的軽微なもので、草を頑張れば自分で時間をかけて刈ることによって対応できる案件もございますので、一定のお話をしながら改善を促すことで応じていただけるということも結構あると認識してございます。

解体費の助成というのも非常に有用だというようなことは数からも出てまいります、それ以上に今回の総合相談会でも、特定空家等以外の所有者の方々がお越しをいただいて様々なご相談をいただいております。日頃の窓口相談というものも一つでございますし、土日にやっておりますので総合相談会は来やすいということや、関係者の皆様と一緒に来ていただいて、やはりそこに専門家の方が一緒に話すことによって、改善に向かって道も見えるということもございましょうし、何とか頑張ってみようかという気持ちになっていただくという機会としましても重要かと思っております。いずれにしましても、やはり自主的に改善をして

いただけるための丁寧な働きかけというのが改善に向かって大きな力になるものと考えております。以上でございます。

○金会長

他にご質問、ご意見等ございますか。

○渋谷委員

これが策定されてから1年半に間もなくなるのではないかなと思って、なかなか感慨深いものがあるのですけれども、動き出したというような話を聞くのみで、市民感覚的にはまだまだこれからなんだろうなという感じはいたしますけれども、市ホームページで配信されていることも書いてありましたけれども、ここの中にちょっと質問ですけれども、動画なんかは含まれていますでしょうか。そういうもの、動画ですとすごく活用できることをちょっと頭の中にいろいろ考えましたので、やっぱり銀行の利子の複利みたいな感じで。さらにやっぱり増えていかないと追いつかないのではないかなとは思っていますので、その辺のところ、もしなければこの先あるのかどうか、お聞きしたいなと思います。

○市民局参事兼市民生活課長

ありがとうございます。結論から申し上げますと申し訳ございません、みんな静止画ばかり、文字とグラフ等ばかりでございまして、なかなか動画まで手がまわっていないというところがございます。ご指摘のとおりで、啓発、最初にリーフレットということでお作りをしましたのも、相談会等や対応の中で職員から聞こえてきますのは、意外とその空家等を放置することがどういったことを意味するのか、あまりピンと来られていない方が多くおられます。改めて何かあったらご自分の責任になるんですよとか、先送りすればするほど、建物の状況も悪くなりますし、あと相談会で宅地建物取引士の方がおっしゃっていたのですが、やはり売るタイミングというのがいつ来るかわからないので、例えば売りたいなと思ったときに、まじめな方ですと「まず空家を解体して」とか、「片づけて」とか、そういったところを行ってからやりたいということを買ったときに買ってもらえる、つまり物凄く人気のある物件は別ですけれども、機会というのはそんなに多くないわけだからまず売り出してみたらいいと。同時にやればいいし、例えば物件によっては空家が乗ったままでも、その状況の取引もあるといったお話をいただいております。

そういった、なかなか普段ですと気づかないようなことというのが、相談会を通じて分かりましたし、冒頭のご質問に対応しますと、広報というのは地道に内容を充実させながらしていく必要があるというのが本当でございまして、動画につきましてはなかなか費用の面等々もございますけれども、分かりやすくといった視点で色々我々としても集中対策期間の次というのもございますので、次年度に向かって考えてまいりたいと思っております。

○渋谷委員

ぜひよろしく願いいたします。

○金会長

ありがとうございました。他にございますか。

—意見なし—

(2) その他

○金会長

無いようですので、以上で予定された協議は終了し、(2)その他に入らせていただきます。
皆様や事務局から何かございますか。

○市民局参事兼市民生活課長

事務局からは特にございません。

○金会長

委員の方から、資料の3-2・3-3の説明について、もう少し補足していただきたいということなのですが。

○渋谷委員

説明してもらいましたか、3-2。

○市民局参事兼市民生活課長

参考資料のですか。

○金会長

参考資料のです。

○市民局参事兼市民生活課長

すみません、該当の部分を説明した際、参考資料3-2、3-3と申し上げなかったところ
ございまして、改めて簡単にだけ。啓発チラシの様々な支援の一環としておりまして、3-2
が管理代行サービスについてのご案内でございます。先ほどの説明の中でも申し上げました
が、一番のネックとなりますのが「どういったところに頼むといいのだ」といった相談窓口
というのが、業界団体がないということで困られているということで、ここに記載の全日本
不動産協会と全国賃貸住宅経営者協会のご理解をいただきまして、相談窓口をお引き受け
いただいたということでこのチラシを作りました。

参考資料3-3につきましては、空家等の解体の資金について、これに特化したローン商品を持っている三金融機関、本市内に本店がございます金融機関につきまして、商品をご紹介するチラシを作成し配布等を行っているところでございます。失礼いたしました。

○金会長

ありがとうございました。他に何でも結構です。ございますでしょうか。

—意見なし—

○金会長

何もないようでしたら、これにて議事は終了となりますので、議長の職を解かせていただきます。皆様、円滑な議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

3 閉会

○市民生活係長

ありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年度第3回仙台市安全安心街づくり推進会議を閉会とさせていただきます。

最後に、お知らせが1点ございます。次回、第4回目の会議でございますが、事前にお知らせしておりますとおり、9月18日火曜日の18時ちょうどから、この建物の8階ホールで開催を予定しております。次回は、客引き規制条例の中間案に関しまして、ご審議いただく予定でございます。開催概要と当日のご出欠の確認につきましては、後日改めて文書でお知らせいたします。それでは、本日は大変ありがとうございました。

平成 30 年 12 月 21 日

仙台市安全安心街づくり推進会議

会 長

金 政 信 

署名委員

佐々木 好志 